

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年五月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第五十九号

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則（平成二十一年広島県規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「免除及び」を「免除並びに」に、「に規定する構造計算適合判定対象建築物」を「の規定により適合審査を行う者及び同項に規定する構造計算適合性判定対象建築物」に改める。

第二条第四号を同条第五号とし、同条第一号から同条第三号までを一号ずつ繰り下げ、同条に第一号として次の一号を加える。

一 申請に係る法第五条第一項に規定する長期優良住宅建築等計画が法第六条第一項各号（第三号を除く。）の基準に適合していることについて第六条に定める者の審査（以下「適合審査」という。）を受けた場合にあつては、当該者が交付する適合証
第二条に次の一号を加える。

六 建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第一条の三の表二の（一）の項の欄に掲げる基礎・地盤説明書

第四条第一号中「第十二条の五第二項第三号」を「第十二条の五第二項第一号」に改める。
第六条を第七条とし、第五条の次に次の一条を加える。

（適合審査を行う者）

第六条 手数料条例別表長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号。以下この項において「法」という。）の項に規定する規則で定める者は、品確法第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関とする。

附 則

この規則は、平成二十四年六月一日から施行する。